

第3章 計画の基本事項

1 計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とします。

2 目指すべき姿

「人と動物との調和のとれた共生社会」の具体的将来像として、以下の姿を目指します。

(1) 市民一人ひとりが動物の命を尊重するまち

市民に命を大切にする心や他者に対する思いやりが育まれ、動物の好き嫌いや動物の飼育の有無に関わらず、市民一人ひとりが動物の命を尊重し、適正に取り扱います。

(2) 動物を飼うことに責任を持ち、マナーやルールが守られるまち

動物の飼い主は、その責任を自覚し、鳴き声や糞尿などによる周辺への迷惑や人への危害などが起きないように適正に飼育管理します。

また、飼い主のいない動物に関わる際には、不適切な給餌等により周辺の迷惑とならないよう配慮します。

(3) 動物の愛護と管理についての理解が深まり、 さまざまな立場の人が尊重し合い、つながるまち

動物の愛護と管理について、どちらも欠くことのできないものとして市民が理解を深め、人も動物も住みやすいまちにするため、動物に対するさまざまな立場の人が互いに尊重し合い協力していきます。

3 福岡市動物行政の方向性

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現のため、これまで進めてきた動物の命の尊重や尊厳を守るという動物愛護精神の普及とともに、不適切な飼育や給餌等による人への危害や迷惑防止のための適正飼育の啓発、そして、行政とボランティア、動物関係団体などとのさらなる連携に重点を置いて施策を進めていきます。

4 計画の実施期間

2022年度(令和4年度)から2031年度(令和13年度)までの10年間

計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを行います。

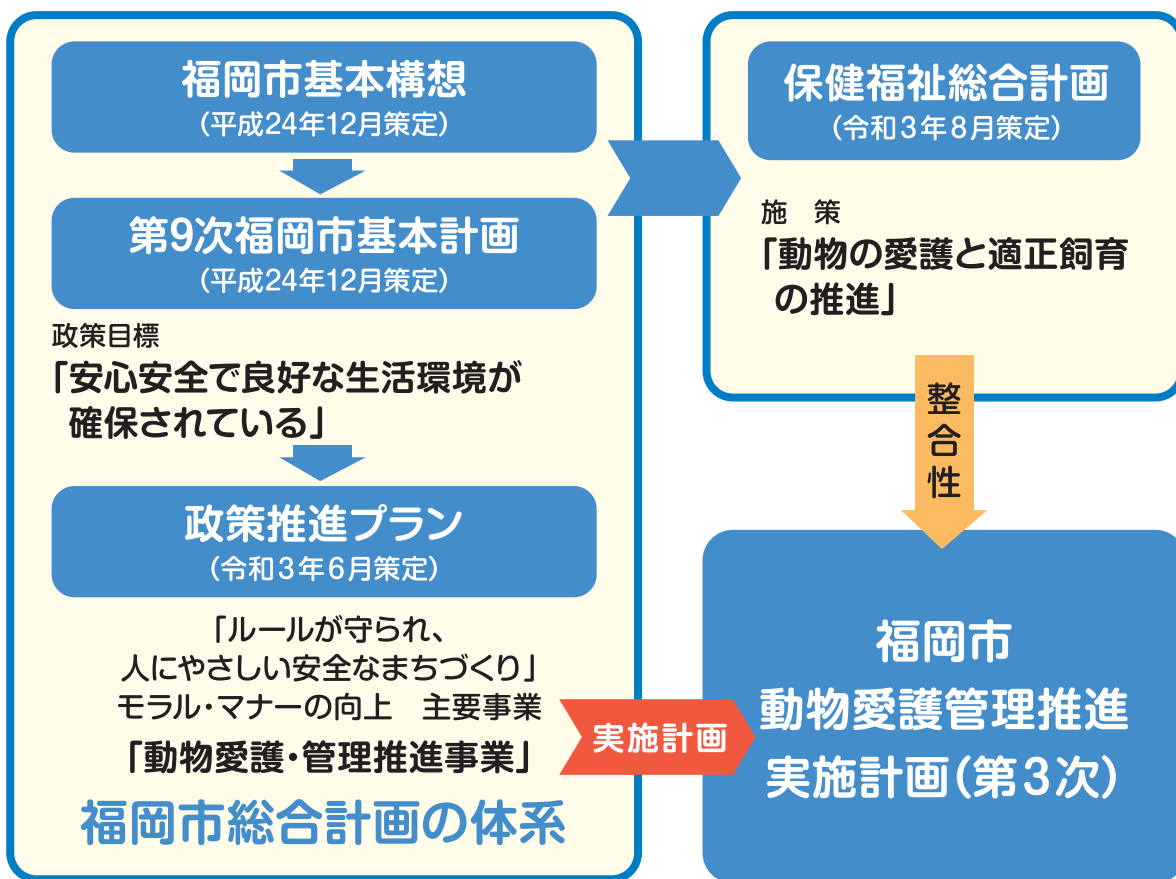
5 対象地域

福岡市内全域

6 計画の位置づけ

第3次福岡市動物愛護管理推進実施計画(以下「第3次計画」)は福岡市総合計画体系における中期計画である政策推進プランの主要事業「動物の愛護・管理推進事業」を進める実施計画として位置付けます。

同時に福岡市の保健福祉分野の方向性と基本理念を示すマスタープランである「保健福祉総合計画」の施策「動物の愛護・適正飼育の推進」を踏まえるものとします。



7 施策推進の基本的視点

福岡市における動物の愛護及び管理に関する課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、以下の3つの「視点」に基づき施策を推進します。

- 各主体(行政、飼い主等、動物取扱業者、獣医師会、動物関係団体、市民)の責務と役割の明確化
- 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進
- 各主体間の連携と共働の推進

(1) 各主体の責務と役割の明確化

課題解決のための施策を推進するには行政、飼い主等、動物取扱業者、獣医師会、動物関係団体及び市民の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの主体がその責務や役割を十分理解する必要があります。

① 行政の責務

行政は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、「動物の愛護及び管理に関する法律」をはじめとした法令遵守を図るとともに、必要な施策を策定し、実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を負います。

また、各主体が責務と役割を十分に果たせるよう支援し、後押ししていきます。

② 飼い主等の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、動物をその命を終えるまで適正に飼育するとともに、飼い主としてのルールやマナーを守り、人への危害や迷惑の防止に努める責務を負います。

また、所有者のいない動物に給餌給水するなどの行為にも、周辺環境に配慮する責務が伴うものと考えます。

③ 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育しようとする市民に対し、適正な飼育方法について理解を深めてもらうために必要な説明や情報提供を行う責務を負います。

④ 獣医師会の役割

獣医師会は動物の治療や生理・生態等に関する豊富で実践的な知識や経験を活用し、飼い主等に対する助言や適正な飼育方法について理解を促進すると同時に、専門的立場から各主体に必要な協力を行う役割を担います。

⑤ 動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

⑥ 市民の役割

市民は、「動物を愛おしむ気持ち」、「動物との接し方」等について理解を深め、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

(2) 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進

「人と動物との調和のとれた共生社会」は、動物に直接かかわる者だけの努力で実現することは困難です。

その実現のためには、動物にかかわる、かかわらないを問わず市民全体が、動物の愛護と管理に対する理解を深める必要があります。

(3) 各主体間の連携と共働の推進

それぞれの主体が単独で行う取組みには限界があります。

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指すためには各主体間の連携や共働を推進する必要があります。